

⑦給与の種類とその内容(平成17年4月1日現在)

毎月支給されるもの	給料	職種や職務に応じた給料表に定める額	
	調整手当	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の9%	
	扶養手当	区 分	支給月額
		配偶者	13,500円
		配偶者以外の扶養親族のうち2人まで(一人につき)	6,000円
		扶養親族でない配偶者がいる場合の扶養親族のうち一人	6,500円
		配偶者のいない場合の扶養親族のうち一人	11,000円
		その他の扶養親族	5,000円
		16歳から22歳の子の加算(一人につき)	5,000円
	住居手当	区 分	支給月額
		持ち家(築・購入から5年間)	2,500円
		借家(限度額)	27,000円
	通勤手当	支給月額	
		55,000円を限度(片道2km未満を除く)	
	管理職手当	管理職の職責に応じて給料の8%から16%を支給しています。	

平成16年4月1日から給与抑制措置及び人事院勧告を受けて、

- ・住居手当のうち、持ち家の支給を築・購入から5年間で2,500円の支給とし、その他区分(2,000円)を支給とししました。
- ・通勤手当のうち、定期券の支給額を1か月定期代から最長期間の定期代に改定しました。
- ・管理職手当を一律2%減としました。

平成17年4月1日から給与抑制措置として、

- ・調整手当を一律1%減としました。

勤務した実績に応じ支給されるもの	時間外勤務手当	16年度	支給総額	11,869千円
			職員一人あたり平均支給月額	2,778円
		15年度	支給総額	12,259千円
			職員一人あたり平均支給月額	2,791円
	特殊勤務手当(17年度)	区 分	全職種	
		職員全体に占める手当支給職員の割合	25.6%	
		支給対象職員一人当たり平均支給月額	9,200円	
		手当の種類(手当数)	3種類	
		手当の名称	消防業務手当 清掃業務手当 防疫作業手当	
	その他	日直手当など		
その他	期末・勤勉手当	区 分	支給割合	
			期末手当	勤勉手当
		16年6月期	1.4月分	0.7月分
		16年12月期	1.6月分	0.7月分
		計	3.0月分	1.4月分
		職制上の段階、職務の級等による加算措置	有	
	退職手当	区 分	自己都合	勸奨・定年
		支給率		
		勤続20年	21.00月分	27.30月分
		勤続25年	33.75月分	42.12月分
		勤続35年	47.50月分	59.28月分
		最高限度額	59.28月分	59.28月分

※ 平成16年4月1日から、給与抑制措置として特殊勤務手当のうち保育業務手当と技術職務手当を支給とししました。

平成17年4月1日から、給与抑制措置として、

- ・特殊勤務手当のうち徴収事務にかかる手当を支給とししました。
- ・賞与時の役職加算率を一律2.5%減としました。
- ・教育長の賞与時の管理職手当相当率を全額カットしました。

※ 退職手当の支給率は、県内3市17町1村7一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

⑧特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

特別職等の給料・報酬等については、助役・収入役・議長・副議長・議員の報酬等を平成4年10月から12年間現行に据え置いています。また、町長については、平成7年7月に85万円から現行の給料に引下げを行っています。

平成17年4月から給与抑制措置として、町長・助役・収入役の

- ・調整手当を1%減としました。
- ・賞与時の管理職手当相当率を全額カットしました。

区 分	給料月額等	区 分	平成16年度支給割合
給料	町 長	町 長 助 役 収入役	6月期 2.10月分
	助 役		12月期 2.30月分
	収入役		計 4.40月分
報酬	議 長	議 長 副議長 議 員	6月期 2.25月分
	副議長		12月期 2.40月分
	議 員		計 4.65月分

⑨部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

区 分 部 門	職 員 数				対前年増減数		
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成15年	平成16年	平成17年
一般行政 (議会・総務・税務・民生・衛生・農水・商工・土木)	217	217	210	196	0	△7	△14
特別行政 (消防・教育)	120	120	116	114	0	△4	△2
公営企業等会計 (水道・温泉・下水道・保健・介護)	41	40	40	46	△1	0	6
合 計	378	377	366	356	△1	△11	△10

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長は除く)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み臨時または非常勤職員を除いています。

⑩定員適正化計画の進ちょく状況(各年4月1日現在)

職員数の適正規模については、「第2次定員適正化計画」に基づき、定数規模の適正な水準、今後の行政需要の動向を見定めながら、事務事業の見直しを図るとともに、財政計画や人件費負担率などを考慮し、総合的に検討を加え、5年ごとの目標値を定めその後の推移を勘案し、適正規模職員数を必要に応じ見直しを行います。

(単位:人)

区 分	平成12年 計画前年	平成13年 1 年 目	平成14年 2 年 目	平成15年 3 年 目	平成16年 4 年 目	平成17年 5 年 目
	数値目標					
全 職 員	減 員	12	7	8	15	16
	増 員	3	8	7	4	6
	差 引	△9	1	△1	△11	△10
	職員数	386	377	378	377	366
		386	377	378	377	366

※ 平成17年における職員数は、数値目標の377人を21人減じた356人となりました。

人事行政の運営等の
状況について公表しています

地方公務員法及び湯河原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、本町の人事行政の運営等の状況を、町のホームページ及び掲示板に掲示し、公表しています。